

県南広域振興局長告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成29年4月14日

県南広域振興局長 細川倫史

理事

大石之雄 奥州市前沢区生母字斎田51番地1